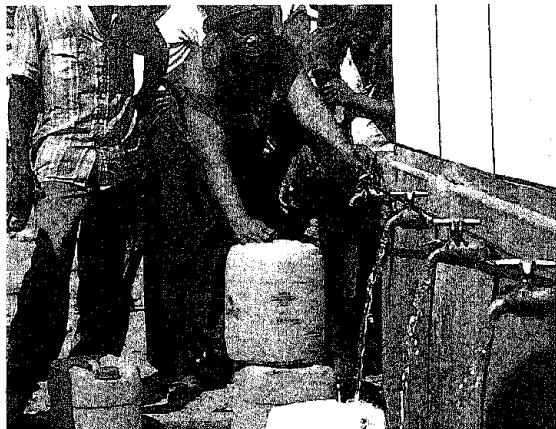


無償資金協力



無償資金協力はBHN関連案件の優先度が高い（ザンビアの共同給水施設）

事業の概要

事業の範囲

ODAの贈与の一部である無償資金協力事業は、開発途上国政府に返済義務を課さない資金を供与することで、相手国政府が実施する施設や機材の整備を支援し、その国の経済や社会の発展に協力する援助です。対象別には、次のように分類することができます。

①一般無償資金協力

一般プロジェクト無償（子どもの健康無償、植林無償、リハビリ無償^{*}、人造り拠点支援無償、対人地雷対策無償を含む）、債務救済無償、経済構造改善努力支援無償（ノン・プロジェクト無償）、留学生支援無償、草の根無償^{*}

②水産無償

③文化無償

④緊急無償

災害緊急援助、民主化支援、復興開発支援

⑤食糧援助（KR）

⑥食糧増産援助（2KR）

このうちJICAは、①の一般プロジェクト無償および留学生支援無償と、②の水産無償、⑤の食糧援助、⑥の食糧増産援助の実施に関する業務を担当しています。

JICAの具体的な業務内容は、無償資金協力案件の要請内容、設計規模、概算事業費などの確認を主な

業務とする「事前の調査業務」、政府間の交換公文（E/N）の署名をもって開始される無償資金協力案件が、E/Nや「調達ガイドライン」に沿って適切に実施されるように監理を行う「実施の促進業務」、案件の効果を維持もしくはいっそう高めるための「フォローアップ業務」に大きく分かれます。

なお、無償資金協力事業の資金の供与（支払い業務）は、日本政府（外務省）が直接行っています。

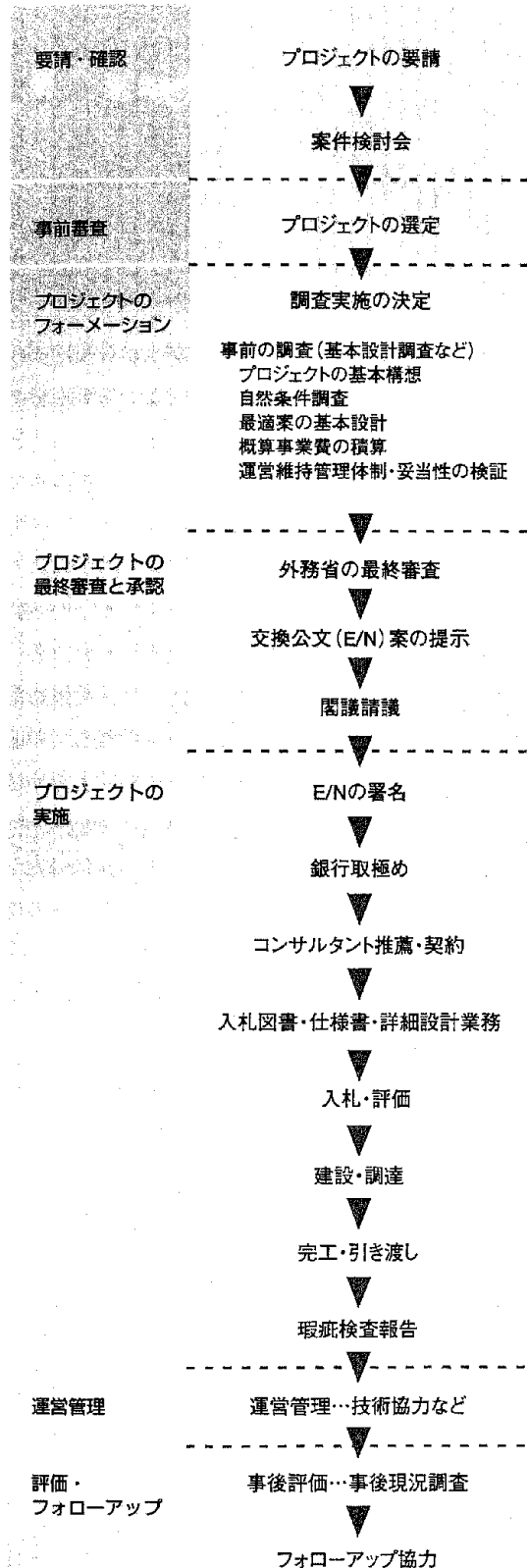
事業の対象

無償資金協力事業は、国際開発協会^{*}（IDA）の無利子融資適格国を基準に、対象国を決定しています。対象案件は、開発途上国の国造りに必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定されており、採算性の見込まれる案件や相手国の技術レベルに見合わないハイテク関連、あるいは軍事転用の恐れがある案件などは、対象外となります。

具体的には、教育、研究などの人造り、保健医療、上水道・地下水開発などの生活用水確保、農業・農村、道路、橋梁、空港などの公共インフラ整備、あるいは環境保全などの分野の案件となっています。

このように、無償資金協力では、人間生活の基本的な要求に応えるBHN関係の案件の優先度が高く、わが国をはじめとするドナー（援助を供与する国、機関）の実施する技術協力とも広く連携を図りながら、被援助国の国造りに貢献しています。

図表3-10 無償資金協力事業のサイクルと主要業務



なお、対象国ごとにどの分野に重点を置くかは、経済サミットや国連総会、世界銀行をはじめとする開発途上国支援会議などで日本政府が発表する方針や施策に沿って決められます。また、案件選定の審査では、被援助国政府側に予算や人材を含めた維持・管理能力のあることが重視されます。

JICA 無償資金協力業務の手順

無償資金協力事業の要請は、JICA 内部の案件検討会でその必要性、緊急性、あるいは技術的な問題などを検討し、その結果を外務省に報告することになっています。1998年度は合計357件がJICAで検討されました。JICA 内部の検討会では、開発途上国側の維持・管理体制を見極めながら、専門家や青年海外協力隊あるいはプロジェクト方式技術協力事業との連携が期待できる案件を優先してすべての案件にコメントを付し、外務省へ検討結果を報告しています。

外務省はJICAからのコメントを考慮して案件の選定審査を行います。推薦案件が優良と判断された場合には、外務省から指示が出され、基本設計と概算の事業費を積算する基本設計調査をJICAが実施することになります。

通常この調査は、コンサルタントと契約して実施されますが、優良案件でありながら要請内容をさらに現地で確認する必要があるような場合には、基本設計調査に先立って予備調査が行われることがあります。1998年度には107件の基本設計調査が実施されました。

こうした事前の調査を終えた案件は、外務省と大蔵省との間で行われる実行協議を経て閣議に付され、その承認を得ることによって、無償資金協力案件として最終的に決定されます。なお、1998年度の閣議請議件数は、一般プロジェクト無償が152件、水産無償が13件、食糧援助が29件、さらに食糧増産援助が56件となっています。

最終決定された無償資金協力案件は、わが国と被援助国政府との間でE/Nに署名がなされることで実



無償資金協力で完成した中央市場（ソロモン諸島）

際の事業が開始されるとともに、JICAは外務省から案件に関する実施促進業務を指示されることとなります。無償資金協力の実施は、被援助国政府とわが国のコンサルタントおよび業者との契約によって実施されますが、JICAはコンサルタントの推薦、事業実施の基本的な考え方を示す「調達ガイドライン」の提示など、事業の円滑かつ適切な実施を促進します。

こうしたJICAの実施の促進業務を経て無償資金協力案件が完成し、被援助国政府に引き渡されたあとも、被援助国政府が施設や機材の維持、管理などを十分に行えない場合には、JICAが無償資金協力案件に対するフォローアップ協力を実施しています。フォローアップ協力では、専門家や調査団の派遣を通じて修理や工事を行ったり、時には代替の機材やスペアパーツ類を供与したりして機能回復に協

力します。こうしたフォローアップは、被援助国における持続的発展や人造りに欠かせない重要な役割を担っています。

事業の課題

実施体制の強化

ODAをとりまく厳しい環境のなかで、被援助国からの多様化する協力要請ニーズや質的向上に対応するため、JICAにおいても業務の質的向上をめざし、実施体制の強化を進めています。

たとえば、JICA内外の組織、人材（具体的には、国際機関やほかのドナー、あるいはJICAの在外事務所や国際協力専門員、企画調査員などの機能や人材）を有効に活用し、また技術協力との連携をさら

Close Up

人造りに貢献する無償資金協力事業

施設整備から徐々に幅を広げる

顔の見えるODAとして、わが国が重点分野としてきた「人造り協力」の一環として、無償資金協力においても新たな協力分野の拡充がなされました。1999年度に開始された人造り拠点支援無償と留学生支援無償の2つがそれです。

人造り拠点支援無償は、開発途上国における実務人材の育成、日本語教育、留学指導、日本関連情報の紹介などを行う拠点となる施設の建設、資機材供与などによって、わが国の人造り協力を着実に

支援していくものです。

また、留学生支援無償では、開発途上国における事前教育、わが国への渡航費や滞在費、学費などに対する無償資金協力を行うことによって、わが国への留学生受入を促進しています。

人造り協力への本格的な取り組みが加わったことで、無償資金協力は開発途上国の要請にさらに幅広く応えていくことができると期待されます。

また、1999年度には、対人地雷対

策無償も創設されました。この無償資金協力では、対人地雷による犠牲者に対する支援として、病院や診療所、リハビリセンターなどの建設と機材整備を行うとともに、地雷除去・探知機関連機材や周辺機材を供与することによって、対人地雷の除去活動をも支援します。

このように無償資金協力は、施設整備中心というイメージから、徐々に間口を広げています。

に深めるアプローチをとることによって、優良案件の発掘・形成および適正な案件管理に努めています。

事業の監理の充実

貴重な国の予算であるODAを使う無償資金協力事業は、JICAが基本設計調査を通じて積算する概算事業費によって具体化されます。被援助国の要請を踏まえつつ、より適切な設計基準や積算の内容を精査することは非常に大切です。

JICAはこれまでもこれらの適正な審査に努めてきましたが、さらに、1999年度から審査室を設置して、外部の専門家の協力を得ながら基本設計の精緻化を図るとともに、無償資金協力調査員を派遣して、施工段階で関係者間の円滑な意見交換が行えるような体制づくりに努めています。

また従来、事業実施の基本的な考え方を提示してきたガイドラインについても、内容の見直しを行って改訂を進めています。

さらに、初期運営指導・維持管理のための協力を無償資金協力のソフトコンポーネントとして組み込んだ案件を増加させるとともに、資金協力連携専門家やプロジェクト方式技術協力事業との連携強化に努め、実施された無償資金協力案件が被援助国において持続的かつ効果的に活用されるように工夫しています。

情報公開と広報

情報公開法の成立に伴い、ODA事業に関する情報公開と広報がこれまで以上に注目されるようになります。

JICAでは、従来、事業の透明性の観点から、調査結果や入札結果などの情報公開を進めています。現在、事業実績をわかりやすい形で開示していく方法を検討しています。また、事業紹介用のビデオやパンフレット類の作成などを順次行っており、国民に開かれた業務の展開に努力しています。

Front Line

ギニア虫撲滅行動計画…ニジェール

寄生虫の撲滅に向けて地道な努力を続ける

◆衛生教育と安全な飲料水の提供を

西アフリカ一帯では今なお「ギニア虫」と呼ばれる寄生虫が住民を苦しめています。ギニア虫は線虫の仲間で、この幼虫がいる泥水に生息するミジンコを人が飲むことによって感染します。感染すると1年後に手や足などから皮膚を破り、サナダ虫のように成長したギニア虫が出てきます。治療を施すと3～4日で虫体が出きってしましますが、皮膚から出てくるときには、腫れ、激痛、かゆみ、発熱などを伴うため、動くことが困難になったりします。

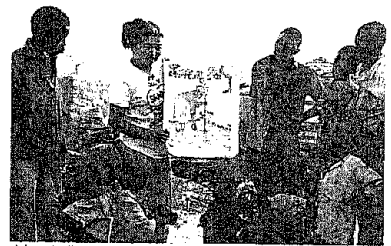
ニジェールでは、ギニア虫撲滅のため1993年にギニア虫撲滅対策委員会が設立され、「ギニア虫撲滅行動計画」が策定されました。活動は、住民に対する衛生教育と、安全な飲料水の供給を軸として推進されています。衛生教育は委員会の一員であるWHO、UNICEF、

Global2000 (NGO) などの支援のもとに実施されています。

◆村落に井戸を建設

日本もこの撲滅計画に協力しており、無償資金協力による村落への井戸建設と、青年海外協力隊員による住民への衛生教育活動を展開しています。ギニア虫撲滅のキーポイントは、虫体を体外にぶら下げている患者を住民が利用する池に近づけない(メスが幼虫を水中に放出するため)ことと、池や沼の水をそのまま飲まないことです。このため住民への地道な衛生教育と、池の水を濾すフィルターの普及活動などを推進しています。

こういった努力にもかかわらず、ギニア虫に汚染された池の水を飲むことをやめない人々がいます。私たち日本人の感覚では、濁った池の水などとても飲むことができませんが、彼らは池の水を「おいしくて栄養がある」と言います。この



村々を巡回し、紙芝居を用いて衛生教育を行う

地域の人々は、同じ池や沼の水を利用することで、自分がその共同体を構成する一員だという意識を強く持っています。この伝統的な価値観のなかに新しい知識を届けようというのですから、一筋縄ではいきません。今日も地道な活動が続けられています。

(JICAニジェール駐在員事務所)

開発協力



マレーシアでの陶磁器原料開発試験事業（電球用磚子）

事業の概要

開発協力事業は、わが国の民間企業が開発途上国などで実施する開発事業に対する政府ベースでの資金的支援と技術的支援を通して、これら諸国の自立的経済発展に貢献しようとするものです。

この事業では、わが国の民間企業が開発途上国などで行う事業のうち、社会の開発、農林業または鉱工業の開発に貢献する事業について、公共性、技術的・経済的リスク、収益性、試験性などを勘案し、その上で事業実施に必要な資金を長期・低利の条件で融資し、また技術指導や各種調査を通して、事業の円滑な実施を支援します。開発協力事業は図表3-11のように大別されます。

事業の種類

投融資業務

投融資業務では、

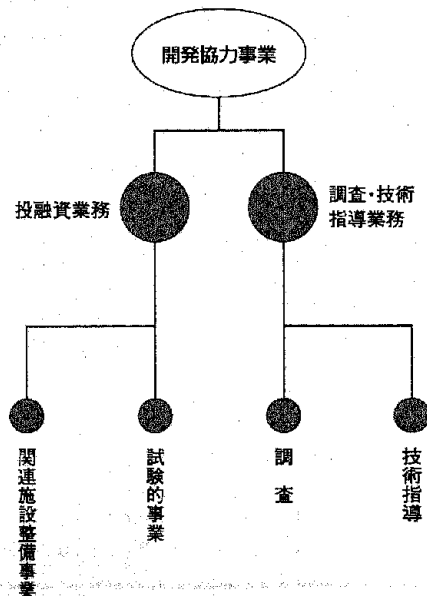
- ①開発途上国で自ら開発事業を行う本邦（法）人
- ②開発事業を行う現地法人に出資する本邦（法）人を対象に、長期・低利の資金を融資します。

JICAは投融資業務を周知させるとともに企業ニーズを把握するために、投融資事業説明会を国内と海外とで行っています。融資の対象となる事業は、次のとおりです。

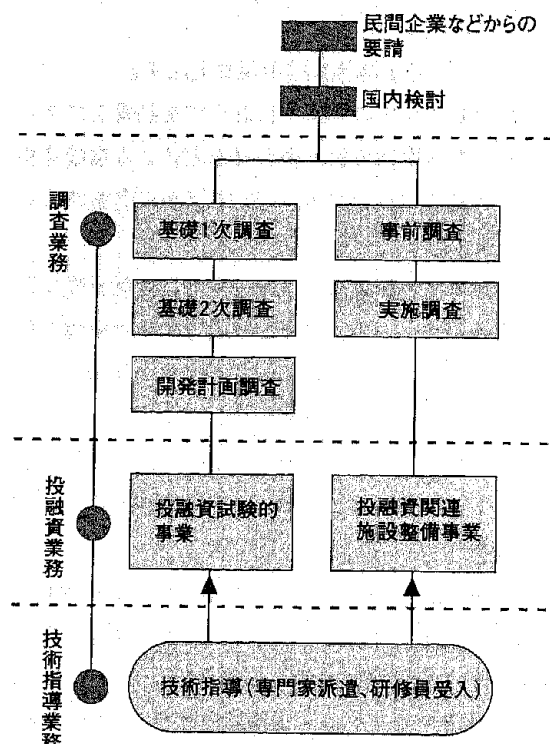
関連施設整備事業

日本輸出入銀行、海外経済協力基金（OECF）、石油公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫、商工組合中央金庫、JICAのいずれかが資金の貸付、債務の保証または出資を行っている開発事業で、関連施設を整備する際、日本輸出入銀行やOECFから資金の貸付などを受けることが困難な場合があります。関連施設整備事業は、こうしたケースに対応するものです。関連施設の整備が周辺地域の開発や周辺住民の福祉の向上に役立つと判断される場合に、資金の貸付などが行われます。具体的に資金が貸し付けられるのは、以下のような場合です。

図表3-11 開発協力事業の内容



図表3-12 開発協力事業の手順



■関連施設整備事業関連調査
 事前調査……事業の可能性調査、対象施設概定
 実施調査……対象施設の基本設計策定

■試験的的事业関連調査
 基礎1次調査…事業の可能性調査、事業適地概定
 基礎2次調査…事業適地選定、開発基本構想策定
 開発計画調査…事業実施計画策定(測量、設計図作成)

- ①公共的施設で、住民の生活や福祉の向上に役立つもの。たとえば、学校、病院、公民館、教会、寺院、役場、郵便局、消防施設などがこれに該当します。
- ②事業に必要な施設で、住民の便益にも供されるもの。たとえば、道路、港湾施設、上下水道、集会所、職業訓練所、電力施設などがこれに該当します。
- ③地域の環境を改善することを目的として実施される造林事業（環境保全型造林）。

1998年度の関連施設整備事業に関する貸付は1件、融資総額は2億円でした。

試験的的事业

開発事業のうち、試験的に行われ、技術の改良・開発と一体となって行わなければ達成が難しいと認められるものです。試験的的事业に対する投融資は、日本輸出入銀行やOECFから資金の融資を受けることが困難な事業に対して資金の貸付などを行います。

作物の栽培、家畜の飼料、造林、未利用樹開発、石灰岩・燐鉱石・岩塩などの非金属鉱物の採掘・選鉱・精練、低価格住宅の建設などの事業を試験的に行う場合が、これに該当します。1998年度の試験的的事业に関する貸付は6件、融資総額は約2億6000万円でした。

調査・技術指導業務

JICAの融資制度では、開発事業が円滑に進み、開発途上国の国民にとっても有益な効果をもたらすように、企業の要請に基づいて各種の技術支援を行っています。技術支援はJICAの融資制度の大きな特徴のひとつです。

技術支援には、融資前に行われる現地踏査や資料収集を中心とした各種の「調査」、貸付実行（融資）後の「専門家派遣」「研修員受入」の3種類があります。

調査

1. 開発基礎調査

事業の実施企業の代わりに現地事情の把握や資料収集を行い、事業の可能性を検討したり、事業の基本構想や実施計画を無償で作成して、実施企業に提供します。

2. 現地実証調査

農林業分野のうち、事業内容が地域開発的なもので、関係資料が少なく事業の本格化までに時間を要するものについては、比較的長期間、調査員を派遣し、事業の可能性を検討します。また、ここで収集した資料などを、関心を示す企業に提供します。

現在、次の2件が実行中で、成長データの収集・

分析と、造林マニュアル、経営モデルの作成を進めています。

①マレーシア複層林施業技術現地実証調査

半島マレーシアのペラ州において高品質なフタバガキ科と早生樹種の組み合わせなどによる複層林施業技術の確立に向けて1991年10月から実施されてきています。

フタバガキ科樹種は、生育初期では直射日光に弱く、成長が遅いため、アカシアなどの早生樹種と組み合わせることで植えることによって、幼樹の保護を図りつつ、早生樹種による初期の伐採収入の確保ができるという合理的な経営を実証しました。

②インドネシア・マングローブ林資源保全開発現地実証調査

インドネシアのバリ島とロンボク島のエビ養殖池跡地や伐採跡地などでマングローブ林の再生試験を1992年11月から行ってきています。

その結果、マングローブ造林にあたっては、植栽する場所の潮位高に適した樹種を選択することがきわめて重要であることがわかりました。

適切な植栽と利用によるマングローブ林資源の管理を通して、木材としての利用のみならず、「海のゆりかご」ともいわれる生態系は住民にも多くの恩恵を与えるものです。

3. その他の調査

そのほか、次のような調査があります。

①投融資審査等調査

事業実施状況を把握し、事業の実施後に発生した問題への対処方針を検討します。

②地域開発効果等評価調査

事業の一定期間経過後、実際に事業が周辺地域の開発、発展にどの程度寄与しているかなどを評価します。

③環境保全関連開発投融資促進調査

開発に伴う環境保全問題への企業の取り組みを対象に行われます。海外での投融資制度説明会、個別の融資相談を通して、環境関連の投融資対象事業の優良案件を発掘・形成することを目的としています。

図表3-13 投融資の貸付条件

事業区分	事業規模	融資率	融資限度額	金利	償還期限	据置期間
関連施設整備事業 (1) 一般	7億円以下	100%	7億円	0.75%	20年以内	5年以内
	7億円超 ～30億円以下	85%	26.55億円	0.75%	20年以内	5年以内
	30億円超 ～45億円以下	85%	39.3億円	2.0～3.5%	30年以内	5年以内
(2) 特別※1	45億円以上	100%	45億円	0.75%	30年以内	10年以内

【備考】

(7) 特に必要があって、45億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めます。

(1) ※1の条件は、施設整備後に相手国政府などに無償で譲渡されるもの、相手国政府などの所有する施設の改修事業、環境保全型造林事業や環境負荷の軽減を図るための施設整備（当該国の環境基準を上回るものに限る）について適用します。

事業区分	事業規模	融資率	融資限度額	金利	償還期限	据置期間
試験的事業	5億円以下	100%	5億円	0.75%	20年以内 (30年以内)※2	5年以内 (10年以内)※2
	5億円超 ～20億円以下	85% (100%)※3	17.75億円 (20億円)※3	2.5～3.5%	20年以内 (30年以内)※2	5年以内 (10年以内)※2

【備考】

(7) 特に必要があって、20億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めます。

(1) 先進国で行う事業については原則としてOECDに準ずる金利（3.5%以上）とし、個別に協議して定めます。

(2) ※2の条件は、基盤・造林や環境保全型造林事業について適用します。

(3) ※3の条件は、環境保全型造林事業について適用します。

専門家派遣

現地で事業を行っている企業だけでは、事業の進行中に生じるさまざまな技術的問題に対応できない場合に、JICAが企業の要請に基づきその分野に精通した専門家を派遣し、適切な技術指導をするものです。

研修員受入

現地スタッフの技術水準の向上のために、JICAが企業の申請に基づき現地スタッフを研修員として受け入れ、日本で技術研修を実施するものです。

1998年度の調査・技術指導の実績

1998年度は、28件の調査団、33人の専門家（新規・継続）を派遣し、28人の研修員（新規、継続）を受け入れました。

Close Up

民間企業への融資におけるJICAとOECFとの連携

開発協力から生まれたサッポロ「プロイ」

JICAの開発投融資は、日系企業が途上地域で行う試験的事業を対象としています。そして、試験的事業が成功裏に本格事業に移行し、事業規模が拡大する際にOECFや日本輸出入銀行などの融資につながっていくのが理想といえます。

実例として、「中国ホップ栽培事業」におけるサッポロビール㈱への融資があります。この事業は、1987年に中国の新疆ウイグル自治区において、サッポロビールがJICA融資を受けて、アロマタイプのホップ栽培試験事業を開始したものです。5年間の試験期間中に現地に適した品種が選定され、栽培技術体系が確立されました。これを受け1990年からOECF融資により、本格事業がスタートしました。

現在では、栽培面積102ha、常勤雇用320人、収穫時には2000～



中国にあるサッポロビールのホップ農場

3000人を臨時雇用し、地域経済に大きく貢献しています。また、サッポロビールが必要とするホップの約20%を供給しており、重要なホップ生産基地にまで成長しました（シルクロード産無農薬ホップとして多くの製品に使われていますが、「プロイ」では100%使用されています）。

さらに、1999年、サッポロビールは、地域社会に貢献するため、JICAの関連施設整備融資を利用して、周辺の道路と水路の整備を行いました。これで、JICAの試験的事業→OECFの本格事業→JICAの関連施設整備事業という、まさにホップ・ステップ・ジャンプの連携が実現されたのです。

災害緊急援助



地震災害の救援活動を行うJDR隊員（コロンビア）

事業の概要

内容と実績

災害緊急援助協力事業は、開発途上国を中心とした海外の地域で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づいて、国際緊急援助隊（JDR: Japan Disaster Relief Team）の派遣、機材や物資の供与など緊急援助活動を行うものです。こうした災害時の緊急援助活動は、1970年代後半にカンボディア難民救済のために医療チームを派遣したことから始まりました。初めは医療活動や応急復旧活動などの専門家を派遣するものでしたが、1987年9月に、これらに救助活動を加えた「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（JDR法）」が公布・施行され、体制が整いました。

また、1992年6月には同法が一部改正され、これにより、①災害の規模が大きく、大規模な援助が必

要な場合、②被災地において自給自足的な活動を行う必要がある場合には、外務大臣が防衛庁長官と協議の上、自衛隊の部隊を派遣できることになり、JDRの派遣実施体制がさらに総合的な形で整備されました。

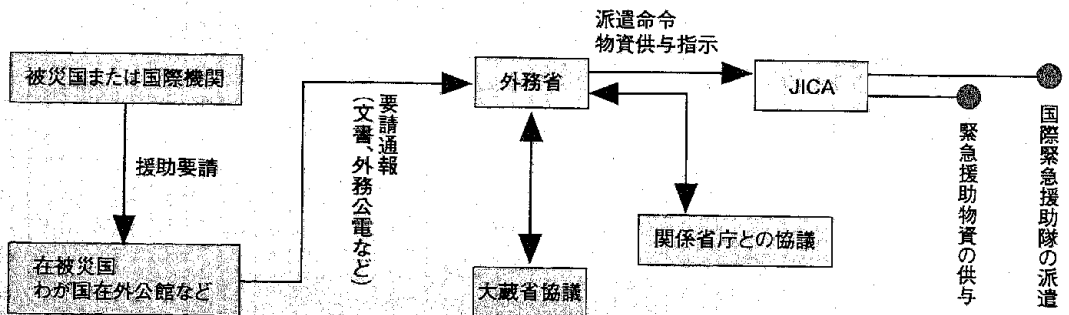
JDRの派遣

JDRは、救助チーム、医療チーム、専門家チームからなり、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、災害の種類や規模などに応じて、単独もしくは複数のチームを組み合わせる形で派遣されます。活動内容は以下のとおりです。

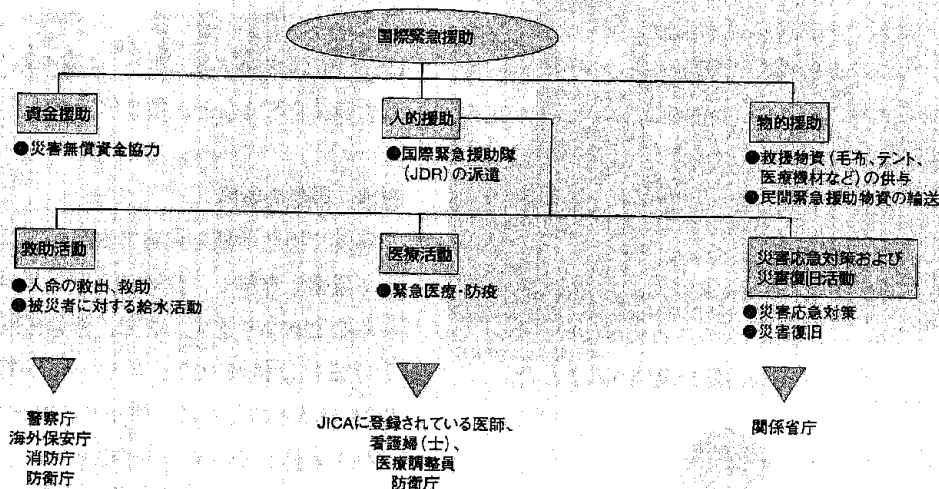
救助チーム

救助チームは、被災者の捜索、救出、応急措置、安全な場所への移送を主な任務としています。要請が受理され、派遣の決定後24時間以内に日本を出発することを、ひとつのめどとしています。

図表3-14 災害緊急援助決定の仕組み（資金援助を除く）



図表3-15 わが国の国際緊急援助体制



また、救助活動には知識や経験とチーム内の協力、協調を必要とすることから、救助チームは関係省庁である警察庁、海上保安庁、消防庁の救助隊員やJICA職員（業務調整員）から編成されます。

医療チーム

事前にJDRへの参加の募集に応じ、JICA国際緊急援助隊事務局に登録された医師、看護婦（士）、医療調整員とJICA職員（業務調整員）から編成されます。被災者の診療または診療補助を主な任務としており、要請が受理され、派遣決定後48時間以内に日本を出発することを、ひとつのめどとしています。このほか、疫病の感染予防、蔓延防止なども必要に応じて行います。

医療チームの特徴は、JDR法の公布以前から医療活動を行っていた「国際救急医療チーム（JMTDR）」を、派遣母体として引き継いだことにあります。

1999年3月末時点の登録者数は、医師197名、看護婦（士）238名、医療調整員123名の合計558名となっています。

専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の助言を目的に活動するものです。災害の種類に応じ、関係省庁から推薦された専門家によって編成されます。

事業の実績

1987年9月のJDR法施行前はチーム派遣19チーム、物資供与14件ですが、施行後はチーム派遣46チーム、物資供与194件となっています。

1998年度は、パプア・ニューギニア津波災害、バングラデシュ洪水災害、ドミニカ共和国ハリケーン災害、ニカラグア・ハリケーン災害、ホンデラス・ハリケーン災害、コロンビア地震災害に合計7チームの援助隊を派遣しました。また、物資供与はボリビアの地震災害など30件にのぼりました。このうち、中国の洪水災害救援に際しては、2回の物資供与に加えて、民間緊急援助物資輸送業務により地方自治体や民間から寄付された毛布を贈与しました。

最近のJDR救助チームの実績としては、1996年10月のエジプトのビル崩壊災害救援、99年1月のコロンビアの地震災害救援があります。

医療チームの最近の実績としては、1996年5月にバングラデシュ竜巻災害救援、98年7月にパプア・ニューギニア津波災害救援、同年10月にドミニカ共和国ハリケーン災害救援、同年11月にニカラグア・ハリケーン災害救援、99年1月にコロンビア地震災害救援のため、JMTDR登録者の中からチームを編成して派遣しました。

専門家チームの最近の実績としては、1997年9月

にマレーシアの大気汚染災害救援、同年9月にインドネシアの森林災害救援、同年10月にシンガポールの石油流出災害救援、98年9月にバングラデシュの洪水災害救援のために、消火、防災、海洋汚染対策、環境測定、感染症対策などの専門家を派遣しました。

また、1998年11月のホンデュラス・ハリケーン災害救援の際には、災害の規模が大きく、大規模な援助が必要であったため、初めて自衛隊部隊派遣による医療と防疫の緊急援助活動が実施されました。

関連業務

災害緊急援助協力事業では、以上のチーム派遣のほか、次の業務を実施しています。

資機材の供与・調達・備蓄

被災者の救援や復旧活動のために、被災国に毛布、テント、浄水器、簡易水槽、発電機、医療品、医療機材などの援助物資を供与しています。

これらの物資を迅速、確実、かつ大量に供与するためには、あらかじめ調達し、備蓄しておく必要があります。そのため備蓄倉庫を、国内は千葉県成田市に、海外はシンガポール、メキシコ、英国、米国の国内外計5カ所に設置しています。備蓄が難しい

医療品などについては、コペンハーゲンにあるUNICEF物資調達センター（UNIPAC）を利用して緊急調達を行うなど、供与体制を整えています。

研修、訓練の実施

海外で援助活動を実施するためには、その国の社会や習慣を理解し、交通、通信などの事情に通じている必要があります。また、緊急援助活動の効果を上げるには優れたチームワークが特に重要です。JICAではそのために、種々の災害を想定した研修、訓練を実施しています。

民間緊急援助物資輸送業務

被災国から援助要請があり、日本政府が物資供与を実施しても、なお援助物資が必要とされるような大規模な災害が起こることもあります。こうした場合にJICAは、災害緊急援助の一環として、地方自治体、民間団体、個人などから緊急援助物資をJICA負担で集荷し、被災国まで輸送する業務を行います。援助物資の追加要請受理後、JICAはマスコミなどを通じて、国内に協力を呼びかけます。集荷された援助物資は、被災国の日本大使館を荷受人として、JICAがまとめて空輸します。これらの物資は、原則として被災国政府へ贈与されることになっています。

Close Up

初の自衛隊部隊派遣によるJDR派遣

国際社会でも高い評価を獲得

1998年11月、中米ホンデュラスでは今世紀最大級のハリケーン・ミッチの来襲により、未曾有の大被害が発生しました。これに対して、わが国政府は緊急援助物資の供与のみならず、初めての自衛隊部隊派遣によるJDRの派遣を決定し、JICAはこの派遣業務と必要資機材の調達を実施するとともに、職員を業務調整員として現地に派遣しました。

現地では陸上自衛隊員80名、外務省とJICAの職員20名、さらに青年海外

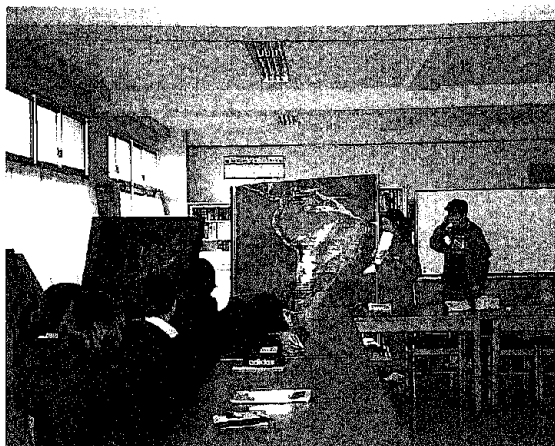
協力隊員16名が協力して緊急援助活動を行い、4000人を超える被災者を診療するとともに、約3万3000㎡の地域で防疫活動を実施し、ホンデュラス国内はもとより、国際社会においても高い評価を受けました。

また、このような直接的な援助活動での大きな成果とともに、隊員と住民との交流を通じてわが国とホンデュラスの友好関係がよりいっそう促進されました。



初の試みが新たな成果を生んだ

移住者・日系人 支援



横浜の中学校に体験入学したブラジルの日本語学校の生徒たち
(日本語学校生徒研修)

事業の背景

戦後、JICAなどの支援を受けて海外へ移住した人は約7万3000人、現在海外諸国に在住する移住者、日系人は、約250万人以上といわれています。

世界各地の日本人移住者、日系人は、たゆまぬ努力により幾多の困難を乗り越え、移住先の国々ではおおむね成熟した日系人社会を築いています。特に戦後の主な移住先国であるブラジルをはじめとする中南米諸国では、農業を中心として産業、経済の発展に大きく貢献し、移住先国の「よき市民」として確固たる地位と評価を得ています。

現在、移住先国の日系人社会では世代交代が進み、2～4世が中核となってきています。次世代の人々もまた、政治、行政、経済、学術、文化などのさまざまな分野で活躍し、その国の発展に貢献しており、結果として国際協力の重要な役割を果たしています。

さらに、移住先国では移住者や日系人を通じて対日理解が深められており、これら日系人社会の存在は、わが国と移住先国との友好・協力関係の増進に大きく寄与しています。

事業の動向と内容

事業の見直し

このような移住をとりまく環境の変化に対応するために、JICAは1994年度から以下のように移住事業の見直しを実施しています。

- ①1994年度から新たな移住者への訓練・送付のサービスを段階的に整理しています。
- ②これまでJICAの支援で移住した人々の生活の安定にも配慮しながら、国際協力の側面をより重視して、移住者・日系人社会に対する支援と協力を拡充しています。

また、従来移住事業として行っていた日系人関連事業のうち、以下のような研修員受入、専門家派遣、ボランティア派遣などの技術協力の性格の強い事業については、1996年度から技術協力事業の一環として実施しています。

- ①日系研修員受入（旧移住研修員受入）
- ②日系社会専門家派遣（旧移住専門家派遣）
- ③日系社会シニア・ボランティア派遣（旧移住シニア専門家派遣）
- ④日系社会青年ボランティア派遣（旧海外開発青年派遣）

移住事業の内容

JICAでは次の移住事業業務を行っています。

広報

移住者、日系人の活動の紹介を通じて、海外移住と日系人社会に対する国民の理解を深めるため、次の業務を行っています。

- ①『海外移住』誌の隔月発行
- ②日系有識者などの日本招へい
- ③海外日系人大会開催経費の助成

移住者子弟の人材育成

1. 日本語学校生徒研修

日本語学校の優秀な生徒を日本に招き、中学校への体験入学、ホームステイなどを通じて、わが国の文化、社会を体験してもらい、日本語能力の向上を助ける目的で、1987年度から毎年1カ月間実施しています。1998年度の受入実績は41人でした。

2. 日系人本邦就労者帰国前技術研修

日本で就労している日系人の中で、向学心に富み一定基準以上の学力を持つ人に対し、帰国後、居住国の発展に貢献できるよう、帰国前に技術研修を実施しています。1993年度から開始され、98年度は、生産性向上コースとパーソナルコンピューター・コースを実施し、15人の研修員を受け入れました。



サンパウロ市内の日系人街で開かれる土曜日の市

3. 海外日系青年・婦人の講習

日本に滞在中の日系人に日本文化を理解してもらうために、(財)国際女子研修センターの協力を得て、日本文化や日本語などの講習を年2回、約30日間実施しています。

4. 日系留学生中央研修

主として都道府県の補助でわが国に留学している日系留学生を対象として、(財)海外日系人協会が毎年2回実施している研修事業を助成しています。

海外での移住者支援事業

移住者などへの支援や居住地域の環境整備のため、以下の業務を実施しています。

Close Up

次世代との関係を探る

わが国の海外移住は100年を超える歴史を刻んでおり、中南米地域の日系人社会は今日、次世代への発展に向け大きな節目を迎えています。

具体的には、1998年はブラジルの日本人移住90周年、ヴェネズエラの日本人移住70周年を迎えており、99年はペルー、ボリヴィアの日本人移住100周年、アマゾン、コロンビアの日本人移住70周年にあたり、現地ではさまざまな記念事業が実施される予定です。

これらの記念事業は、日系人社会の発展を祝うのみならず、移住者である1世が築き上げてきた社会を、さらに大きく発展させていくという夢を次世代に託するという点で、重要な意味を含んでいます。

JICAでは、こうした日系人社会を巡る環境の変化に対応しつつ、新しい時代を担う次世代との関係を探るため、1998年度の日系有識者などの招へい事業において、ブラジル、ボリヴィア、アルゼンティン、パラグアイ、ペルーの5カ国から7名の日系2世の若手代表者を招きました。このプログラムでは、



98年にブラジルで開催された日系移民90年祭

世代交代の問題点をはじめ日本語教育、現地社会との関係など、各国共通のテーマについて活発な議論が交わされました。

1. 試験場運営・営農普及

JICAは、アルゼンティン園芸総合試験場、ボリヴィア農業総合試験場、パラグアイ農業総合試験場を運営し、適性作物に関する試験、研究を行うほか、日系農家はもとより周辺の現地農家に対する営農相談、技術指導を行っています。また、移住者の営農技術向上を支援するため、ブラジルからの農業専門家の派遣、先進地農業研修、農業研究グループの育成、農協職員の実務研修などを実施しています。

2. 医療衛生

医療衛生関係については、パラグアイ、ボリヴィアにある5移住地診療所の運営を助成しています。また、パラグアイ、ボリヴィア、ドミニカ共和国の現地医師と契約し、移住者の医療援助を行ったほか、医学生、看護学生へ奨学金を支給しています。

3. 教育文化

教育関係では、現地語教育の支援のため、教師謝金などを助成しています。また、日本語教育の支援のため、中南米地域の現地日本語教師を対象とした第三国研修を実施しています。1998年度はパラグアイのアスンシオンで開催し、40名の日本語教師が参加しました。

このほか、日本語教師への謝金、日本語教材等購入費を助成しています。

4. 社会福祉・生活基盤整備支援

1998年度は、ブラジルのサンパウロ特別養護老人

ホーム建設に対する助成を行ったほか、パラグアイの木橋改修工事に対する助成を実施しました。

入植地の分譲

JICAは移住者に対する入植地の分譲などを行っています。1998年度は、パラグアイの入植地で3区画、市街地で4区画を分譲しました。

事業資金の貸付

移住者の行う事業と、移住者の定着・安定に寄与すると認められる事業団体に対して、事業資金の貸付を行っています。1998年度は、パラグアイ、アルゼンティン、ボリヴィア、ドミニカ共和国の移住者に対し、約8億2500万円の貸付を行いました。

海外移住に関する調査など

移住者や日系人の支援、指導、日系人社会に対する理解を助ける基礎資料収集のため、毎年各種の調査を実施しています。1998年度は、中南米5カ国の農家経済調査、海外日系団体活動状況調査、国内機関が所蔵する移住関係資料調査、移住地概要の改訂を行いました。

また日本で就労中の日系人支援の一環として、1993年度から日系人本邦就労者生活相談業務を、(財)海外日系人協会の協力を得て実施しています。



サンパウロ市内の日系人街